

# 令和5年度パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）実施要項

## 1 目的

教育公務員特例法第24条の規定並びに「かごしま県教員等育成指標」及び「かごしま県教員等研修計画」に基づき、教諭、養護教諭及び栄養教諭に対して、個々の能力や適性等に応じた研修、中堅教諭等としての専門性に関する研修等を実施し、資質の向上を図る。

## 2 主催

鹿児島県教育委員会

## 3 共催

鹿児島市教育委員会

## 4 対象者

教諭、養護教諭、栄養教諭で、令和4年4月1日現在における在職期間が10年を超えた者

なお、在職期間の算定については、「在職期間算定に当たっての留意事項」を参考にすること。

## 5 研修期間

令和5年4月～令和6年3月

## 6 研修の概要

### (1) 教諭

ア 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～5月）

イ 研修の実施（主に6月～2月）

研修計画書に基づき、以下のとおり実施する。

(ア) 校内研修（10日）

研究授業研修（6日）、課題研修Ⅰ（4日）

(イ) 校外研修（10日）

共通研修（2日）、講座選択研修（3日）、課題研修Ⅱ（5日）

ウ 研修状況のまとめ・評価の作成（2月）

### (2) 養護教諭

ア 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～5月）

イ 研修の実施（主に6月～2月）

研修計画書に基づき、以下の研修を実施する。

(ア) 校内研修（5日）

個人テーマ研究及び研究授業研修

(イ) 校外研修（8日）

共通研修（2日）、講座選択研修（1日）、専門研修Ⅰ（2日）

専門研修Ⅱ（3日）

ウ 研修状況のまとめ・評価の作成（2月）

### (3) 栄養教諭

ア 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～5月）

イ 研修の実施（主に6月～2月）

研修計画書に基づき、以下の研修を実施する。

(ア) 校内研修（5日）

個人テーマ研究及び研究授業研修

(イ) 校外研修（8日）

共通研修（2日）、講座選択研修（1日）、専門研修Ⅰ（2日）

専門研修Ⅱ（3日）

ウ 研修状況のまとめ・評価の作成（2月）

(参考1) 「在職期間算定に当たっての留意事項」

<p>1 次に掲げる期間は、在職期間に通算すること。          なお、途中で退職がある場合も、<u>過去の在職期間は通算</u>する。</p> <p>(1) 国立(現国立大学法人大学附属学校等)、公立、私立の各学校(県外及び在外教育施設も含む。)に在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)</p> <p>(2) 行政機関等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間</p> <p>2 次に掲げる期間が継続して1年以上あるときは、その期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を<u>在職期間から除算</u>すること。</p> <p>(1) 休職の期間</p> <p>(2) 停職の期間</p> <p>(3) 育児休業(産前・産後休暇は含まない。)の期間</p> <p>(4) 病気休暇の期間</p> <p>(5) 職員団体の役員として専ら従事した期間</p> <p>なお、別事由の組合せによる継続した1年以上の期間は、除算対象とならない。また、複数回生じた時の除算は、「累計後に端数切り捨て」ではなく、「その都度端数切り捨て」とする。</p>
--

(参考2) 当研修で成果が期待される「求められる資質」の趣旨及び自己評価について

以下の表は、「かごしま県教員等育成指標」(研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安)を踏まえ、校内外を通じて研修で成果が期待される「求められる資質」(キャリアステージに応じて段階的に高度な専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質)を示したものです。

なお、これら全ての項目は、一律に取り組むことで画一的な教員像を求めるものではなく、管理職等との対話等を通じて、目標設定や自己評価の参考として活用したり、キャリアを見通したりする際に役立て、自らの一層の資質向上を図るためのものです。

1 教員等

求められる資		ステージⅢにおける求められる資質	
イ 学習指導	◎	① 新しい指導方法を効果的に取り入れ、他の教員に提案性のある授業を行うことができる。	◎
		② 校内研究会・校外研修会の企画・運営の中心となって、校内研究体制の推進を図ることができる。	◎
ウ 生徒指導	◎	① 経験を踏まえた問題提起や情報提供をしながら他の教職員に適切な助言を行うことができる。	◎
		② 関係機関等と連携を深め、問題解決のための体制づくりをすることができる。	◎
		③ 地域社会と連携しながら学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育を推進し、児童生徒が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。	
エ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	◎	① 児童生徒の多様性に基づき、困難さの分析に応じて関係機関や専門家などとの連携を推進することができる。	◎
		② 教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。	◎
オ ICTや情報・教育データの活用	◎	① 校内研修の中心となり、全職員のICTの効果的な活用を推進することができる。	◎
		② 児童生徒の情報モラルへの理解を含む系統的な情報活用能力の育成を、学校全体で推進することができる。	◎

2 1の教員等の資質に加え、各職の特性を踏まえた求められる資質

職		ステージⅢにおける求められる資質	
養護教諭	◎	○ 養護教諭として主体的に組織運営に関わるとともに、学校保健活動のリーダーとして推進することができる。	◎
栄養教諭	◎	○ 学校における食育の中心として、食に関する指導や学校給食の管理についての実践的指導力を発揮して業務に取り組むことができる。	◎

※ ◎は特に研修の成果が期待される資質を、○は研修の成果が期待される資質を示しています。  
 研修に主体的に取り組むためには、自分自身の「向上を目指す資質」や「強み」を明らかにし、自分を高めていく方向性を把握することが不可欠です。

なお、校種や職種の違いによって「求められる資質」の内容や重点は異なりますので、自己評価の際は、それぞれの校内における役割を把握した上で、校種や職種の特性に応じた自己評価を心掛けてください。